

第5章

重点施策

計画の基本的事項
第1章

障害者
施策の現状
第2章

計画の全体像
第3章

計画の推進体制
第4章

第5章

基本施策
第6章

障害福祉計画
第7章

資料編
第8章

1 ライフステージ移行支援

現状と課題

障害があっても健やかに育ち、自立した生活を送るには、乳幼児期、小・中・高等学校から卒業後、青（壮）年期、高齢期まで生涯を通して一貫した支援、各ライフステージに適した支援が必要です。入学、卒業、就職など、ライフステージを移行する際に、どこに相談すればいいのかわからないといった不安や、また何度も同じような聴き取り調査をされることに本人や家族は負担を感じています。

そうしたニーズから、特別支援教育では移行支援計画作成が、障害者自立支援法ではサービス提供事業の個別支援計画作成が義務化され、また高齢になっても介護保険法によってケアプラン作成ができることになってはいますが、各ライフステージをつなぐ連携や体制については未整備な状況です。

こうした課題から、本人や家族の願いを実現するための適正な支援計画が確実に作成されて、次のステージにその計画が移行できる地域づくりの推進と、年齢や障害の枠を超えたさまざまな相談に応じることができる総合相談体制の確立が求められています。

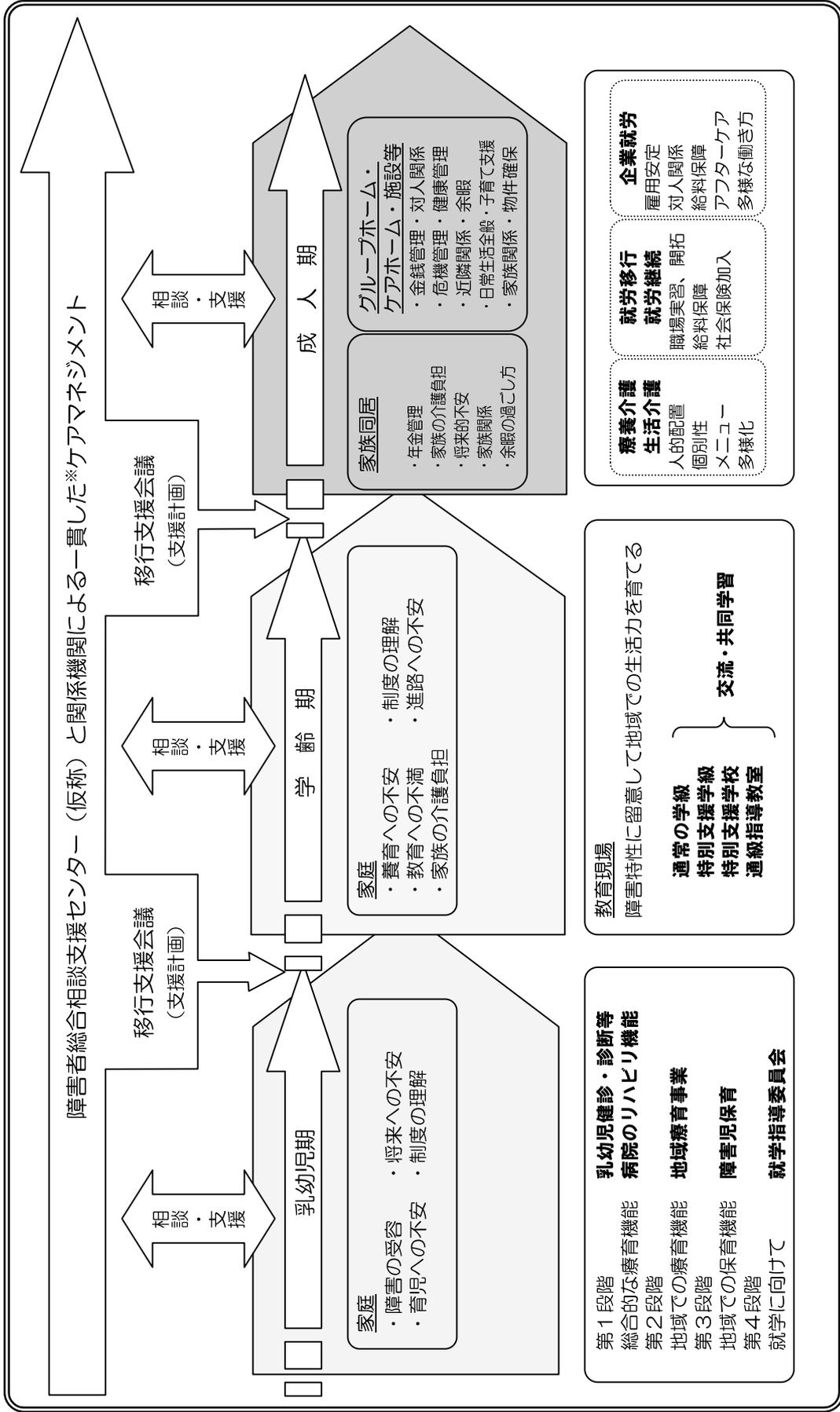
施策の方針

本人や保護者一人一人のニーズに応じて、最大限に生活や発達が保障されるよう、個別の目標を掲げながら「支援計画」を作成します。関係者や支援員がその「支援計画」に則して、年齢や生活環境が変わっても継続した支援ができるような地域連携システムをつくるために、障害者総合相談支援センター（仮称）が中核的な調整機能を果たします。

重点施策

ケアマネジメント | : 利用者のニーズに対し、適切で効果的な支援を行うため、各種サービスを調整すること。

(1) 生涯を通して一貫した支援を継続するための施策の展開



(2) 乳幼児期から青年期に至るまで、一貫した支援システムの構築

① 東広島市ライフステージ移行支援実施要綱の制定

障害の発見時から乳幼児期、児童期を経て就労、地域生活に移行する各段階のライフステージにおいて、保健・医療・教育・福祉・労働機関が密接に連携を図り、随時、関係者会議を開催し、一貫した支援を行うための計画作成に関する要綱を定めます。

② 関係機関連携マニュアルの策定

支援計画が次のライフステージに円滑に引き継がれるため、関係機関連携マニュアルを作成し、そのマニュアルに定められた方法で連携を図りながら支援を行います。

③ 共通のアセスメントシートの作成

関係機関が発達の状況や支援の内容が理解しやすいように、また、各ライフステージにおいて支援計画作成が容易に可能となり、相互の共通理解に基づいた*アセスメントを行うためのシートの開発を行います。

④ サポートブックの作成

障害発見時や、乳幼児期からの情報を、各機関で繰り返し伝えなければならない保護者の気持ちと個人情報の保護に十分配慮しながら、保護者からの情報、各機関が作成したアセスメントや支援計画等を記入でき、保護者が情報管理できるようなサポートブックを作成し、それを活用できるシステムを構築します。

⑤ ケアマネジメントの質向上のための研修・研究

「地域自立支援協議会」内に設置する相談支援部会の中で、各ライフステージにおいて適切な支援計画が作成され、ケアマネジメントが行われるように、研修・研究及び関係機関との調整等を行います。



アセスメント | : 事前評価のことで、対象者に関する情報を収集すること。

2 就労・社会参加支援

●就労支援

現状と課題

障害者が地域で自立した生活を営むためには、経済的な基盤の確立も必要です。障害者自立支援法においても、*就労移行支援事業や*就労継続支援事業（A・B型）等の新しいサービス体系や*工賃倍増計画等、障害者の就労をより一層進めていくためのさまざまな方策が打ち出されています。

しかし、アンケートやワーキンググループの協議において、障害者がどのような仕事ができるのか、どのような専門的な支援や相談が得られるのか等、就労に対して障害者も企業側もイメージがわからない、ニーズを出しにくい、といった状況があることが分かりました。それには、地域にあるさまざまな関係機関の役割が明確でないことから、働きたい人が必ずしもきちんと支援につながっていない現状があることが考えられます。

障害者が安心して就労するためには、職業評価や訓練、実習が受けられる機会や何度でも再チャレンジできる環境と離職後の支援等のシステムが必要です。さらに、雇用する企業へも障害者の就労についての理解を進め、働きやすい環境を整えていくよう、促していく必要があります。また、企業側からは実習期間や就労後の職場内での人間関係や本人へのフォローアップを含めた人的支援が強く求められています。

施策の方針

就労継続支援事業等の福祉的就労や企業への就職、自営、起業を含め、障害者一人一人の「働きたい」という思いを支援するために、就労支援のシステムや支援機関の役割を明確にしていきます。

特に企業への就職については、事業主に対して障害者の雇用について理解を促すとともに、地域の情報を共有できる支援ネットワークを構築し、より一層の就労支援を進めていきます。

重点施策

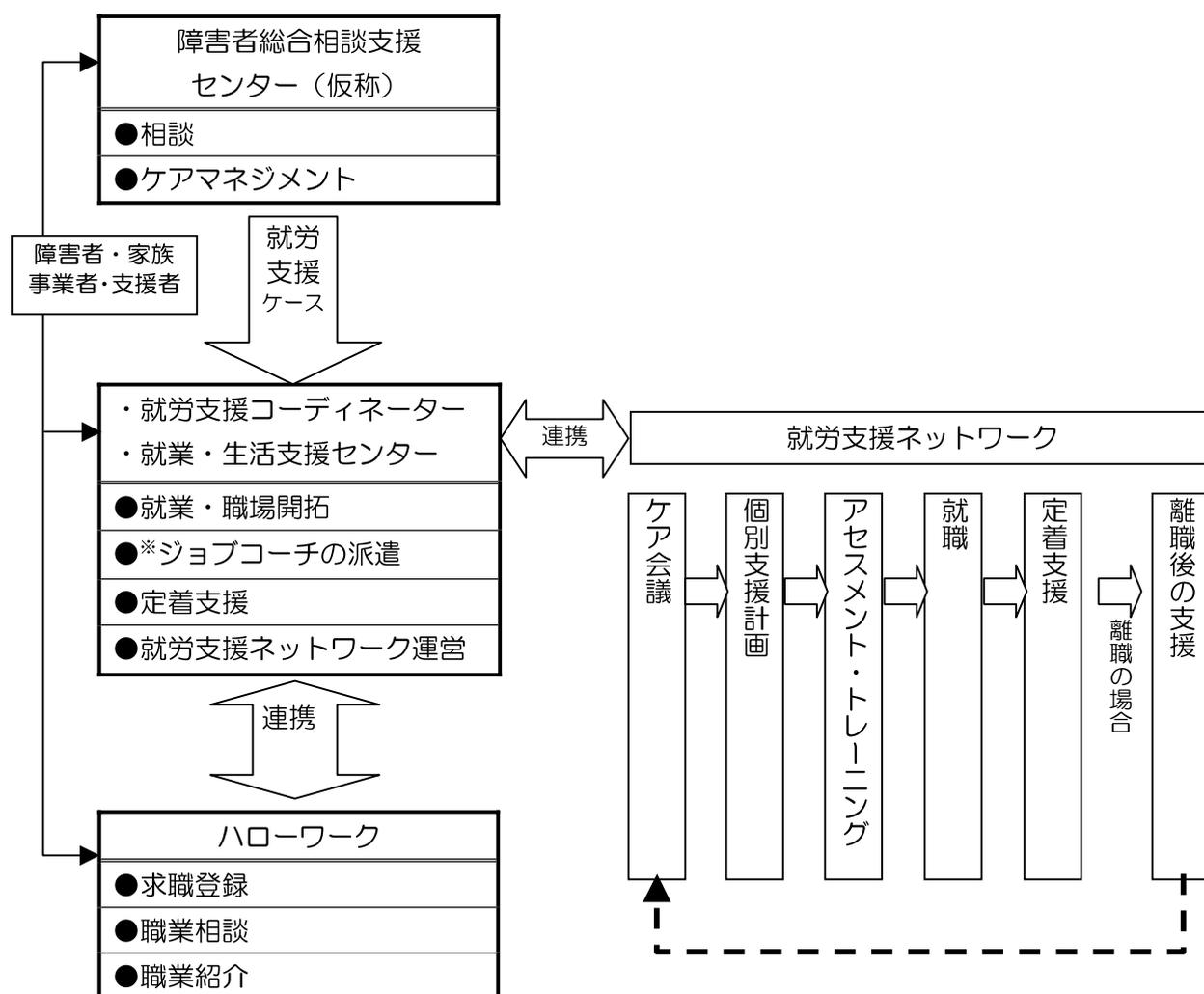
就労移行支援事業	: 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援事業 A 型	: 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供したり、一般就労の移行に向けて支援を行う。
就労継続支援事業 B 型	: 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、一般就労等への移行に向けて支援を行う。
工賃倍増計画	: 都道府県が工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5ヵ年計画を策定し、それに基づいた事業を実施するもの。

(1) 障害者の就労を総合的に支援するシステムの構築

障害者の「働きたい」という思いを支援するため、障害特性に応じた就労先の確保、就労先と本人のマッチング、就労定着支援を行う就労支援コーディネーターを配置し、就業・生活支援センターと連携しながら就労の支援を行います。

また、一般就労に向けて事業所や企業内で作業や実習などを行う就労移行支援事業所などの福祉機関や、ハローワークなどの雇用支援機関、教育機関、専門機関と就労支援ネットワークを構築し、障害者の就労促進を図ります。各々の機関の役割やネットワーク機能について、明確にしていきます。

■就労支援の流れ

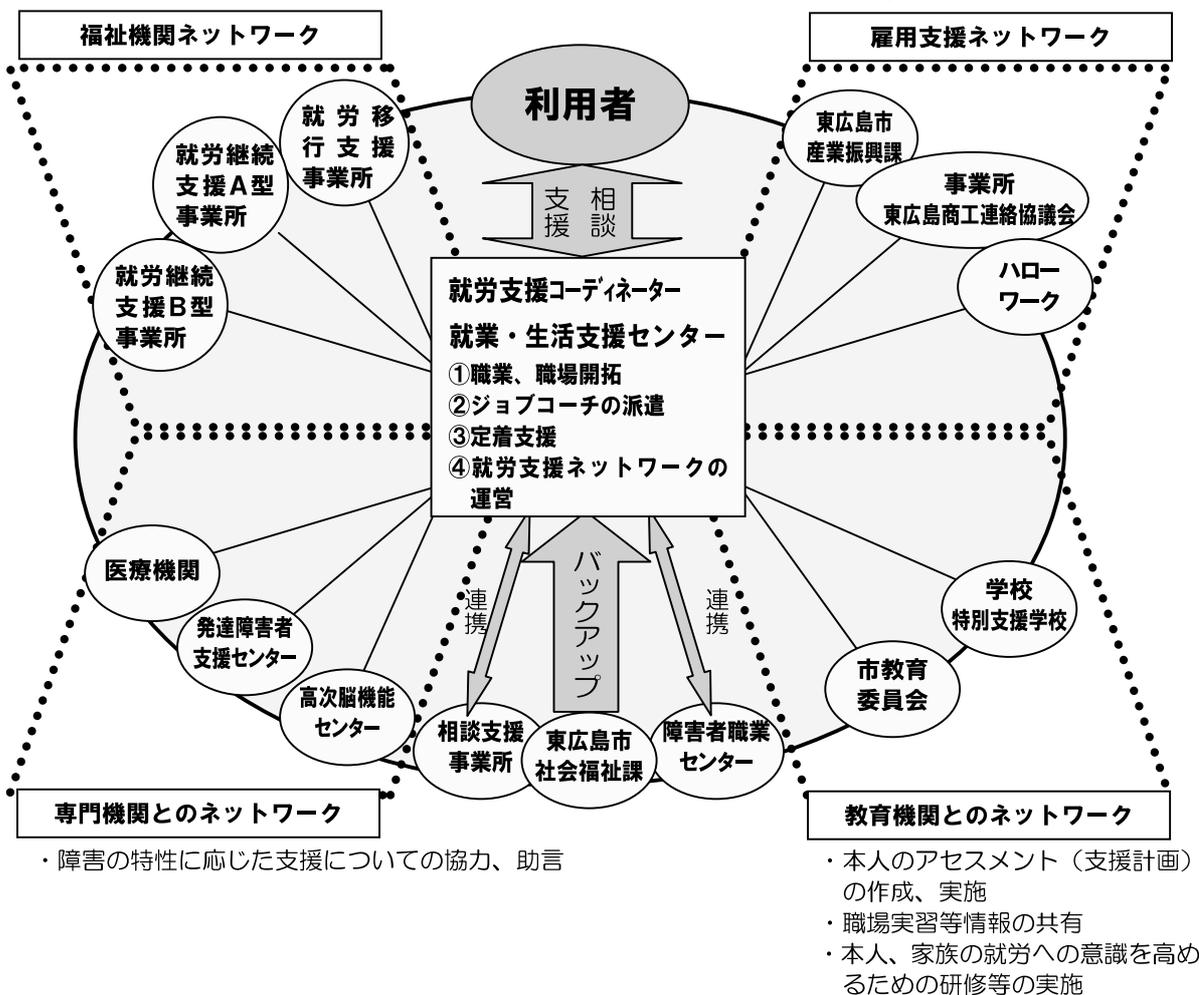


ジョブコーチ | :障害のある人が働く職場の中で、障害のある人と企業の双方を支援する人のこと。

■就労支援ネットワーク

- ・職業評価、訓練の実施
- ・施設の空き状況等の情報共有
- ・支援技術の向上等含めた研修の実施
- ・地域の「働きたい」人のニーズの把握

- ・障害者の就労についての啓発、研修の実施
- ・地域の企業の雇用状況についての把握
- ・職場、職業開発



(2) 企業体験実習制度の創設

企業の障害者雇用に対する意識啓発、障害者の働く意識を高めることを目的として、雇用を前提としない企業体験実習制度を創設します。

(3) 小規模作業所新体系移行促進事業

① 営業・技術パワーアップ事業

新体系へ移行を予定している小規模作業所を対象に、スムーズな移行を目的として、中小企業診断士等による経営コンサルティング事業を実施し、商品開発、販路開発、役務提供先開拓等で安定的な経営を促します。

② 小規模作業所環境整備補助金

新体系に移行を予定している小規模作業所の環境整備に対して助成します。

(4) 障害者を東広島市職員として雇用

職員採用計画に基づき、障害者を東広島市常勤職員として積極的に雇用します。また、非常勤職員の任用枠に障害者雇用枠を新たに設け、障害者の雇用を促進します。

(5) 東広島市の入札等による障害者雇用企業の優先的取り扱い

東広島市が物品を買い入れたり、工事を発注したりする官公需において、障害者を雇用している企業を優先的に取り扱います。

① 物品調達

物品の調達に当たり、積極的に障害者を雇用している市内の事業所を障害者多数雇用事業者として認定し、受注機会の拡充を図る制度を導入します。

② 建設工事

建設工事入札資格審査を行う際に、障害者を雇用している企業に対して点数を加点します。

(6) 障害者を雇用した企業への奨励・助成制度

① 東広島市障害者雇用奨励金

障害者を新たに雇用して、相当期間常用雇用することが確実に認められる場合に事業主に支給します。

② 企業立地促進に係る雇用助成金

工業団地へ工場などを新・増設する際に、新たに障害者を常用従業員として雇用した場合に事業主に支給します。

●社会参加支援

現状と課題

公的な日中活動支援のサービス（ショートステイ、ホームヘルプ、日中一時支援など）は整いつつあるものの、事業所が市内中心部に偏っている、緊急時に利用しにくいといった課題があります。また、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の社会参加の促進を図るためには、公的なサービスだけでなく、地域のお祭りや催しへの参加支援や趣味的活動の場の整備等が必要です。

しかし、障害者が参加できる催しや活動場所があったとしても、「一人で参加するのは不安」、「どうやって外出したらいいのか分からない」、「遠くて交通費がかかる」といった参加できにくい状況があります。さらに、学生や地元のボランティア講座も広がり、「どういった活動を求められているのか」、「活動場所の支援をしてほしい」など、障害者だけでなく、それを支援する側とのコーディネート機能も求められています。

また、障害者が地域で生き生きと生活していくために、公的なサービスの整備を進めていくとともに、公的サービスでは対応できない一人一人のニーズに応えるような仕組みも求められています。

施策の方針

障害者が地域のさまざまな活動に参加し、余暇活動も含めて楽しく生活していくために、地域の公民館や空き教室等を活用した活動への支援、ボランティア育成と活動支援といった人的支援、移動手段の確保を進めていきます。また、それらの地域の情報を多くの人が共有でき、意見を発信できる情報システムの整備を進めていきます。

重点施策

(1) 地域のネットワークづくり

① 人的ネットワーク

障害者同士、また、地域の人との交流ができる場を活用し、身近な人との交流をさらに進めるためのネットワーク作りを進めていきます。

② 情報ネットワーク

市の広報紙、広報テレビ、ホームページ等を活用し、障害者福祉に関する情報を発信します。また、障害者自ら発信する情報も含め、多くの人々が共有できるシステムづくりに努めます。

視覚障害者に対する点字、音訳、*SPコードによる広報紙の配布、聴覚障害者に対する広報テレビでの手話通訳・文字放送の実施や手話通訳者の養成・派遣により、情報の共有化、社会参加の促進を図ります。

(2) 学生サポーター等を活用した支援

① 大学生による特別支援教育サポーター制度

大学生を特別支援教育サポーターとして幼稚園や小中学校に派遣します。通常の学級に在籍する特別支援の必要な園児児童生徒へ個別の支援を充実させます。

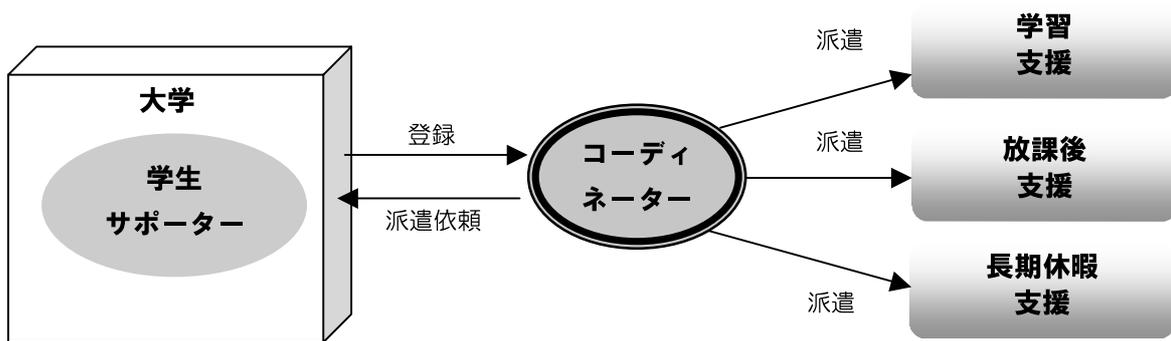
② 学齢期の放課後支援

学齢期の余暇活動支援として、「いきいきこどもクラブ」、「放課後子ども教室」のより有効な利用と地域での活動場所の充実を図れるよう取り組みます。

③ 学生サポーターを活用した支援

子どもたちの放課後や、長期休暇中の活動を支援するため、市内にある大学と協力し、それぞれの専門性や得意分野を活かしたボランティア活動ができる学生サポーターの育成を図ります。そして、学生サポーターの活動をコーディネートする機関を設置して子どもたち一人一人のニーズに応じた活動ができるようにします。

SPコード : 文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読取装置をあてると音声で文字情報を読み上げる。印刷物に添付することにより視覚障害者にも情報の提供ができるようになる。



(3) ボランティアを活用した支援

①ボランティアの育成

ボランティアをやってみたいという人を発掘、または地域の人のボランティアへの意識を高めていくため、ボランティア養成講座を開催するなど、ボランティアの育成に努めます。

②ボランティアの活用

障害者がさまざまな活動をするために、ボランティアとのコーディネートを行っている市の「ボランティア活動支援センター」、社会福祉協議会の「あったか応援センター」の機能を活用して、障害者、ボランティア相互のニーズに応じたボランティア活動が行えるよう取り組みます。

(4) 外出のための支援

地域のさまざまな社会活動に、どこからでも参加しやすくなるよう、公共交通の充実に努めます。また、公共交通の利用や環境整備を進めるため、交通事業者に*低床バス等の導入を働きかけます。

重度障害者移動支援事業によるリフト付きバスの運行等、行動援護、移動支援、タクシー乗車助成券の交付等、サービスの充実に努めます。

低床バス | : 床の高さが低く設計されたバス。乗降する際に段差がないため、車いす利用者をはじめ、誰もが安心して利用できる。

3 住まいの支援と権利擁護

●住まいの支援

現状と課題

「施設・病院ではなく、生まれたまち・育ったまちで、地域の中で暮らしたい」という障害者の地域移行を支援するためには、まず生活の場である住まいを確保する必要があります。しかし、長期にわたる入所・入院により地域での生活体験や情報等が少ないため地域生活のイメージが持ちにくい、地域生活への不安があるため退所・退院できない、さらに、保証人がいないためアパート等の賃貸契約ができない等の声があり、それらを解決するための諸施策が必要とされています。

また、地域での暮らしが実現できた後、たとえ親などの家族が亡くなったとしても、自分の望む場所で自分らしい暮らしを維持していくための施策も必要とされています。

施策の方針

「障害があるから」という理由で、住む場所が決められてしまうのではなく、「障害があっても」自分らしい生活を送っていくために、一人一人にあった「住まいの支援」を行っていきます。

重点施策

(1) グループホーム等の地域での住まいの場の確保・提供

障害者の地域移行の受け皿の一つとして重要な役割を担うグループホーム、ケアホームの整備を進めるために、「グループホーム・ケアホーム整備推進事業」を活用したり、さらに社会福祉法人等への助成制度を新たに設けるなど、地域生活への環境を整えていきます。



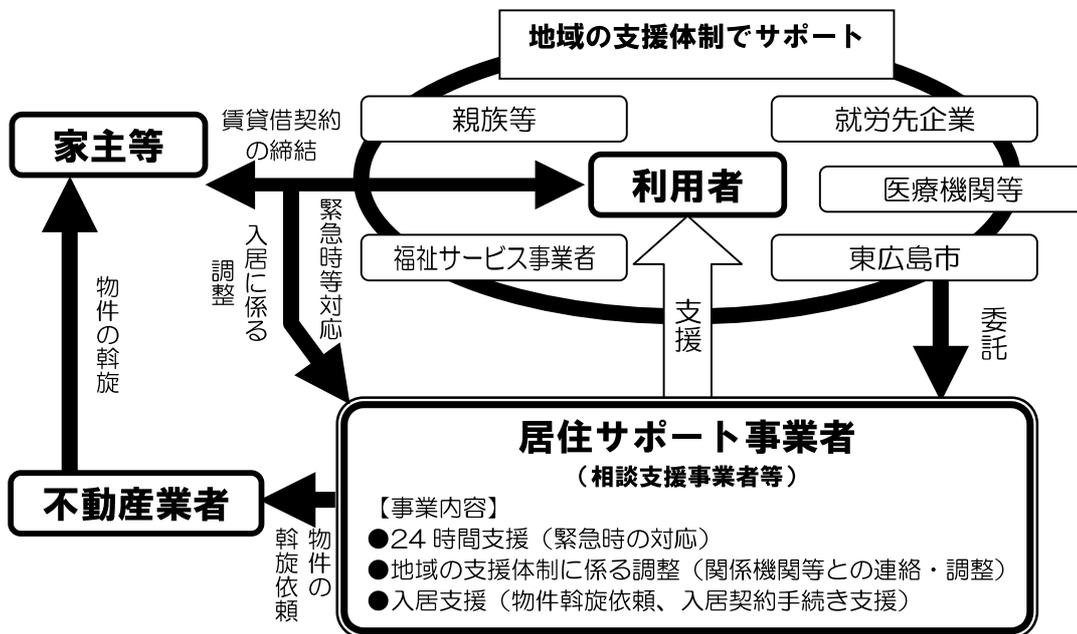
(2) 地域生活体験事業の実施

- ◆入院中または施設入所中の障害者と在宅の障害者や地域の人たちの交流を積極的に進めていきます。さらに、地域で生活するための社会資源の紹介ビデオ制作や見学等の情報提供を通じて、地域移行への意欲の向上を促進します。
- ◆入院中または施設入所中の障害者や、親元等からの独立を考えている障害者に対し、より具体的な地域生活のイメージをつかんでもらうために、一定期間、実際の福祉サービス利用も含めて地域生活を体験できる「地域生活体験ハウス」を新たに設け、地域生活への移行を積極的に推進します。

(3) 居住サポート事業の実施

アパート等への入居支援や 24 時間支援システム等、居住支援のための関係機関による支援体制を確立する居住サポート事業を実施します。

さらに、夜間・休日に対応する電話相談や、緊急時にも対応できる相談体制を整備することにより、安定した地域生活の基盤作りを進め、地域生活へ移行した後も、安心して生活していくための環境を整えます。また、仲介業者を通じて物件の斡旋や登録を行う「あんしん賃貸支援事業」との連携も検討します。



(4) 公的保証人制度創設へ向けての検討

※家賃債務保証制度や身元引受人等の問題にも対応できる制度を導入し、助成制度を創設するなど、既存の事業を積極的に活用していく中で、※公的保証人制度の創設へ向けて検討していきます。



家賃債務保証制度	: 障害者世帯の賃貸住宅入居の家賃債務を保証し、賃貸住宅への障害者世帯の入居を支援する制度。
公的保証人制度	: 住宅斡旋の際に行政が転居先住宅の保証人となることのできる制度。

●権利擁護

現状と課題

これまで障害者の※権利擁護の制度としては、※成年後見制度や※地域福祉権利擁護事業等が整えられてきましたが、アンケート結果を見ると、まだまだ多くの障害者に知られていない現状にあります。また、いまだに全国各地で障害者の権利侵害にかかわるような問題が起こっていますが、一方で、差別・虐待・いじめ等の問題が起こっていても発信されにくい状況にもあります。障害者の権利意識を高め、障害者本人が自己決定できる環境を整備するとともに、障害者の権利を守るシステムを創設していくことが求められています。

この背景には、障害のあるなしにかかわらず地域で普通の生活を送ることをめざすノーマライゼーションの考え方が徐々に市民に理解されつつある一方で、障害者を特別な人とする考え方も依然として残されていることにも一因があるといえます。

このような意識を取り除き、たとえ障害があっても地域で共に暮らすことの大切さを市民に理解を得るための展開が求められています。

施策の方針

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、自分らしく生きることを共に認め、支え合う活動を行っていきます。

そのために、一人一人がかけがえのない存在として尊重されるよう、権利意識を高め、守っていくシステムを創っていきます。

重点施策

権利擁護	: 権利に関わる様々な問題に対して、その本人がエンパワメントする（支援を活かして、自分で選んだ、自分らしく生きる力を高める）ことを支援する一定の方法や手続きに基づく活動。
成年後見制度	: 判断能力が不十分とされる方に対して、家庭裁判所が法律の定めに従い本人を援助する者（成年後見人等）を選任し、本人を代理するなどの権限を与えることによって本人を保護する制度。
地域福祉権利擁護事業	: 精神上的障害により判断能力が不十分とされる方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行うことにより権利擁護を支援する事業。

(1) 障害者の権利意識を高める支援の強化

ピアサポーターによる生活サポート事業の活用を促進し、障害者本人の権利意識を高め、自己決定や自己実現をしていくための支援を強化していきます。

そのため、ピアサポーターを養成する「ピアサポーター養成事業」を創設します。

(2) 障害者の権利を守るシステムの創設

障害者グループの育成や障害者へ向けての情報提供等を推進し、障害者の権利意識を高めていきます。

障害者を中心として、日常生活での簡易な内容にも対応できる権利擁護システムや一人暮らし等の障害者の見守り、*福祉オンブズマンの設置等も含めた支援を行っていく団体（*NPO法人等）の育成を推進します。

虐待・いじめ等について、福祉・教育・医療等の関係機関や地域の民生委員・児童委員とも連携を取りながら、早期の対応に努めます。

(3) 成年後見制度・地域福祉権利擁護制度等の普及啓発

成年後見制度及び地域福祉権利擁護制度等の普及のための啓発活動を行います。

(4) 障害者に対する理解の促進

障害者や家族が抱えるさまざまな問題に対する正しい理解と認識を深め、ノーマライゼーションの考え方に基づくまちづくりを推進するため、障害者福祉に関する各種啓発活動を推進します。

地域において気軽に集まれる場をつくり、理解を拓げるために、その一つとして地区の社会福祉協議会が行っている地域サロン等へ参加できるよう働きかけます。

保育所（園）、幼稚園、小・中学校において、子どもの発達段階に応じた計画的な福祉教育の推進を図ります。また、生涯学習においても、福祉をテーマとした講座の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず共に地域で暮らすことが当たり前という意識の普及に努めます。

福祉オンブズマン

：「代理人・代弁人」の意味で、福祉サービスでの苦情対応やサービス改善の取り組みや、施設利用者の意見や要望をサービス改善に活かす日常的な権利擁護の取り組みを行うもの。

NPO法人

：民間非営利団体。福祉やまちづくりなどの特定のテーマについて、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のこと。

(5) 障害者の家族に対する支援

総合相談窓口等が中心となって、必要に応じて相談を行ったり、障害者や家族のニーズに基づいてさまざまな福祉サービスをつなげ提供していくことを通して、家族の不安や負担を軽減するための支援を行っていきます。

(6) 大学の研究機能を活用した権利擁護システム等の検討

大学の研究機能を活用し、権利擁護の概念整理、この地域での権利擁護のあり方、市民と協働による権利擁護システム等について研究することを検討します。

